

太田都市計画地区計画の変更（太田市決定）

名 称		只上地区地区計画	
位 置		太田市只上町及び東新町の各一部	
面 積		約9.2ha	
地区計画の目標		<p>本地区は太田市の北東部に位置する太田東部工業団地に隣接しており、当該工業団地を中心に工業的土地利用が図られている。</p> <p>南部には国道50号が通り、北関東自動車道太田桐生インターチェンジにも近接しており、工業的土地利用を図る上での交通環境は良好である。</p> <p>そこで、地区計画の策定により、産業集積を図るに相応しい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる工業用地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境と調和のとれた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。	
	地区施設の整備の方針	<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、調整池を配置し、個別の開発区域においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。</p> <p>なお、調整池については設置後、施設管理者により流出抑制機能が継続できるよう、良好な維持管理を行うものとする。</p>	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	工場等の立地に際しては、敷地内の緑化及び緩衝帯としての緑地の設置に努める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>道路A 幅員 9m 延長約120m</p> <p>道路B 幅員 9m 延長約510m</p> <p>道路C 幅員 10m 延長約240m</p>
		調整池	<p>① 配置 … 地区施設配置図には、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果（以下、「治水協議結果」とする。）に基づくおおむねの位置を示すものとする。</p> <p>② 許容放流量 … 「治水協議結果」に基づくものとする。</p> <p>③ 必要調節容量 … 「治水協議結果」に基づくものとする。</p> <p>④ 放流先の位置 … 「治水協議結果」に基づくものとする。</p>
地区の区分	名称	A地区	B地区
	面積	約3.5ha	約5.7ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（本地区内に事業所を有する事業者が、当該事業所の就業者の福利厚生のために設ける長屋を除く。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区内に事業所を有する事業者が、当該事業所の就業者の福利厚生のために設ける共同住宅及び寄宿舎を除く。）</p> <p>(3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。）</p> <p>(4) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(7) 公衆浴場</p> <p>(8) 診療所（主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。）</p> <p>(9) 病院（主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。）</p>	

	<p>(10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 畜舎 (13) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設（主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。） (14) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (15) ホテル又は旅館 (16) 自動車教習所 (17) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの (18) カラオケボックスその他これに類するもの (19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。） (20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各号及び建築基準法別表第2（る）項に規定されるものを除く。）</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、工場、事務所、倉庫(倉庫業を含む。))に限る。)	
壁面の位置の制限	<p>建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地、緑地、水路若しくは調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。 (ただし、隅切り部分は除く。)</p> <p>(1) 道路境界線については3m以上 (2) 区域界となる隣地等境界線については3m以上 (3) その他の隣地等境界線については1m以上</p>	
建築物等の高さの最高限度	25m	15m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁・屋根及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

産業集積を図るに相応しい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した工業用地の形成を推進するため、建築物の用途の制限を変更し、多様な就業需要に対応できるようにするとともに、建築物の高さの最高限度を変更し、周辺住環境と更なる調和が図れるようにするもの。

太田都市計画地区計画の変更（太田市決定） 【参考】 新旧対照表

変更後				変更前				
都市計画只上地区地区計画を次のように変更する。				都市計画只上地区地区計画を次のように決定する。				
名称		只上地区地区計画		名称		只上地区地区計画		
位置		太田市只上町及び東新町の各一部		位置		太田市只上町及び東新町の各一部		
規模		約9.2ha		規模		約9.2ha		
地区計画の目標				地区計画の目標				
<p>本地区は太田市の北東部に位置する太田東部工業団地に隣接しており、当該工業団地を中心に工業的土地利用が図られている。 南部には国道50号が通り、北関東自動車道太田桐生インターチェンジにも近接しており、工業的土地利用を図る上での交通環境は良好である。 そこで、地区計画の策定により、産業集積を図るに相応しい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる工業用地の形成を図ることを目標とする。</p>				<p>本地区は太田市の北東部に位置する太田東部工業団地に隣接しており、当該工業団地を中心に工業的土地利用が図られている。 南部には国道50号が通り、北関東自動車道太田桐生インターチェンジにも近接しており、工業的土地利用を図る上での交通環境は良好である。 そこで、地区計画の策定により、産業集積を図るに相応しい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる工業用地の形成を図ることを目標とする。</p>				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針		<p>本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境と調和のとれた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。</p>		土地利用の方針		<p>本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境と調和のとれた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針		<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、調整池を配置し、個別の開発区域内においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。 なお、調整池については設置後、施設管理者により流出抑制機能が継続できるよう、良好な維持管理を行うものとする。</p>		地区施設の整備の方針		<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、調整池を配置し、個別の開発区域内においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。 なお、調整池については設置後、施設管理者により流出抑制機能が継続できるよう、良好な維持管理を行うものとする。</p>	
	建築物等の整備の方針		<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>		建築物等の整備の方針		<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>	
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針		工場等の立地に際しては、敷地内の緑化及び緩衝帯としての緑地の設置に努める。		その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針		工場等の立地に際しては、敷地内の緑化及び緩衝帯としての緑地の設置に努める。	
地区施設の配置及び規模	道路		道路A 幅員 9m 延長約120m 道路B 幅員 9m 延長約510m 道路C 幅員 10m 延長約240m		道路		道路A 幅員 9m 延長約120m 道路B 幅員 9m 延長約510m 道路C 幅員 10m 延長約240m	
	調整池		① 配置 …… 地区施設配置図には、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果（以下、「治水協議結果」とする。）に基づくおおむねの位置を示すものとする。 ② 許容放流量 …… 「治水協議結果」に基づくものとする。 ③ 必要調節容量 …… 「治水協議結果」に基づくものとする。 ④ 放流先の位置 …… 「治水協議結果」に基づくものとする。		調整池		① 配置 …… 地区施設配置図には、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果（以下、「治水協議結果」とする。）に基づくおおむねの位置を示すものとする。 ② 許容放流量 …… 「治水協議結果」に基づくものとする。 ③ 必要調節容量 …… 「治水協議結果」に基づくものとする。 ④ 放流先の位置 …… 「治水協議結果」に基づくものとする。	
地区区分	地区の名称		A地区 （用途：準工業地域）		B地区 （用途：準工業地域）			
	地区の面積		約3.5ha		約5.7ha			
地区整備					(新設)		(新設)	
					(新設)		(新設)	

備 計 画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 住宅(本区域内に事業所を有する事業者が、当該事業所の就業者の福利厚生のために設ける長屋を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本区域内に事業所を有する事業者が、当該事業所の就業者の福利厚生のために設ける共同住宅及び寄宿舎を除く。) (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。) (4) 学校(幼保連携型認定こども園を除く。) (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 図書館、博物館その他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。) (9) 病院(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。) (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 畜舎 (13) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。) (14) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (15) ホテル又は旅館 (16) 自動車教習所 (17) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの (18) カラオケボックスその他これに類するもの (19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) (20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。)	
	建築物等の用途の制限		
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、工場、事務所、倉庫(倉庫業を含む。))に限る。)	
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地、緑地、水路若しくは調整池(以下「隣地等」という。)の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。(ただし、隅切り部分は除く。) (1) 道路境界線については3m以上 (2) 区域界となる隣地等境界線については3m以上 (3) その他の隣地等境界線については1m以上	
	建築物等の高さの最高限度	25m	15m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁・屋根及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。		
「区域は計画図表示のとおり」			

備 計 画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) (4) 学校(幼保連携型認定こども園を除く。) (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 図書館、博物館その他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) (9) 病院(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 畜舎 (13) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) (14) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (15) ホテル又は旅館 (16) 自動車教習所 (17) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの (18) カラオケボックスその他これに類するもの (19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) (20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。)	
	建築物等の用途の制限		
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、工場、事務所、倉庫(倉庫業を含む。))に限る。)	
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地、緑地、水路若しくは調整池(以下「隣地等」という。)の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。(ただし、隅切り部分は除く。) (1) 道路境界線については3m以上 (2) 区域界となる隣地等境界線については3m以上 (3) その他の隣地等境界線については1m以上	
	建築物等の高さの最高限度	25m	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁・屋根及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。		
「区域は計画図表示のとおり」			

用途地域内建築物用途規制一覧 [只上地区]

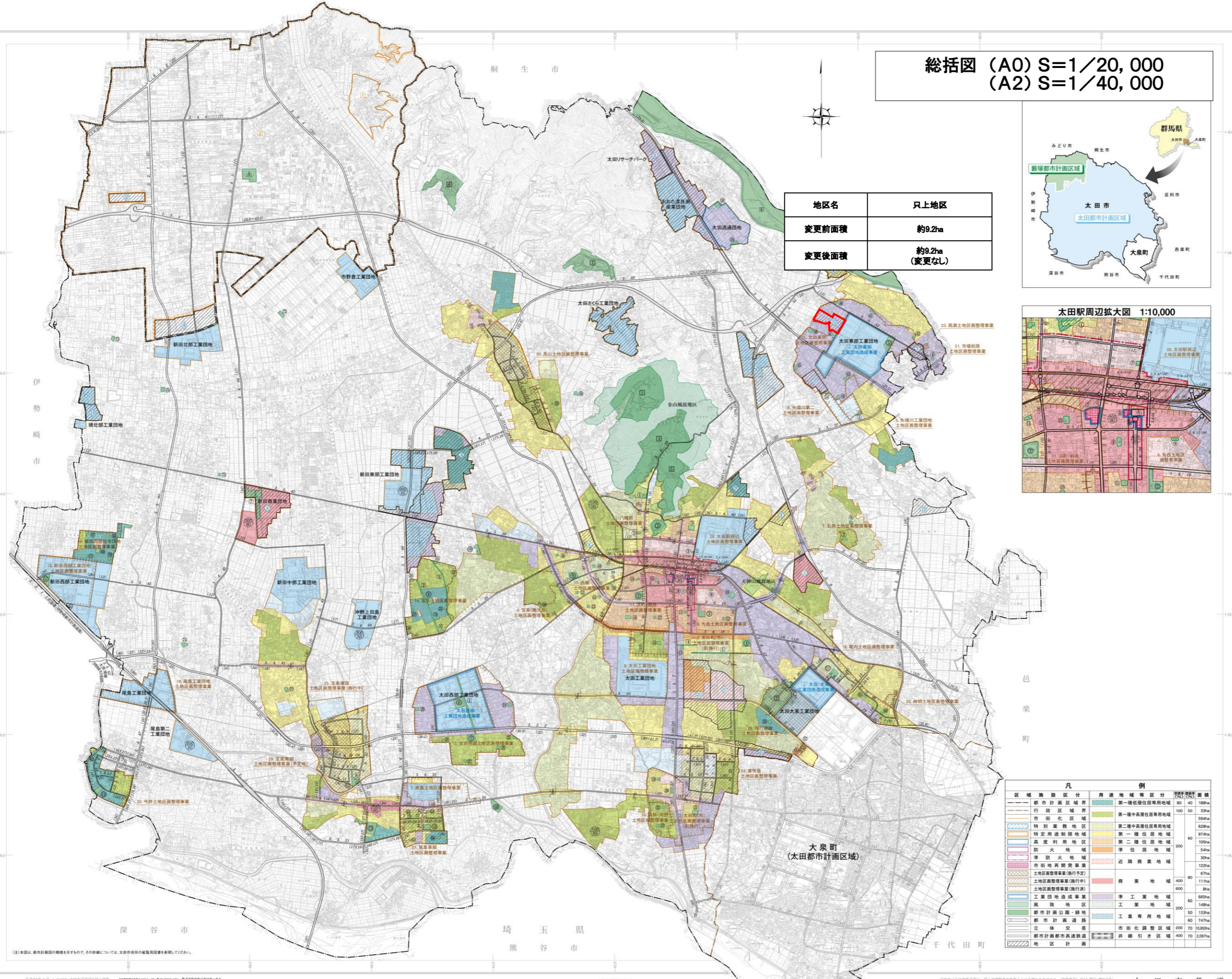
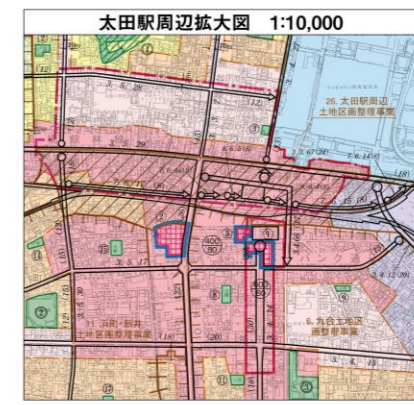
参考

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	準工業地域 〔只上地区(A・B地区)〕	工業地域	工業専用地域		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲	▲本市区内の事業者が、就業者の福利厚生のために設ける長屋、共同住宅及び寄宿舎は可	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	①	○	○	④	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下。	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	■	○	○	④	○	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下。	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	④	○	④	③ 2階以下	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	④	○	④	④ 物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	④	○	④	■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ、2階以下。	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの(大規模集客施設※2)										④				
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	×	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等				▲	○	○	○	○	○	×	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等					▲	▲	○	○	○	×	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等					▲	▲	○	○	○	×	▲	○	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲	○	○	○	×	○	○	▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー、個室付き浴場等									○	▲	×	○	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲ 幼保連携型認定こども園のみ可	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲ 保育所のみ可	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	×	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫除く)			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	×	○	▲ 3,000㎡以下 ※15㎡以下も建築不可	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	○	② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	○	■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
	量が少ない施設									○	○	○	○		
	量がやや多い施設										○	○	○		
	量が多い施設											○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													
廃棄物処理施設		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	×	※	※都市計画区域内においては都市計画決定が必要	

※)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

総括図 (A0) S=1/20,000 (A2) S=1/40,000

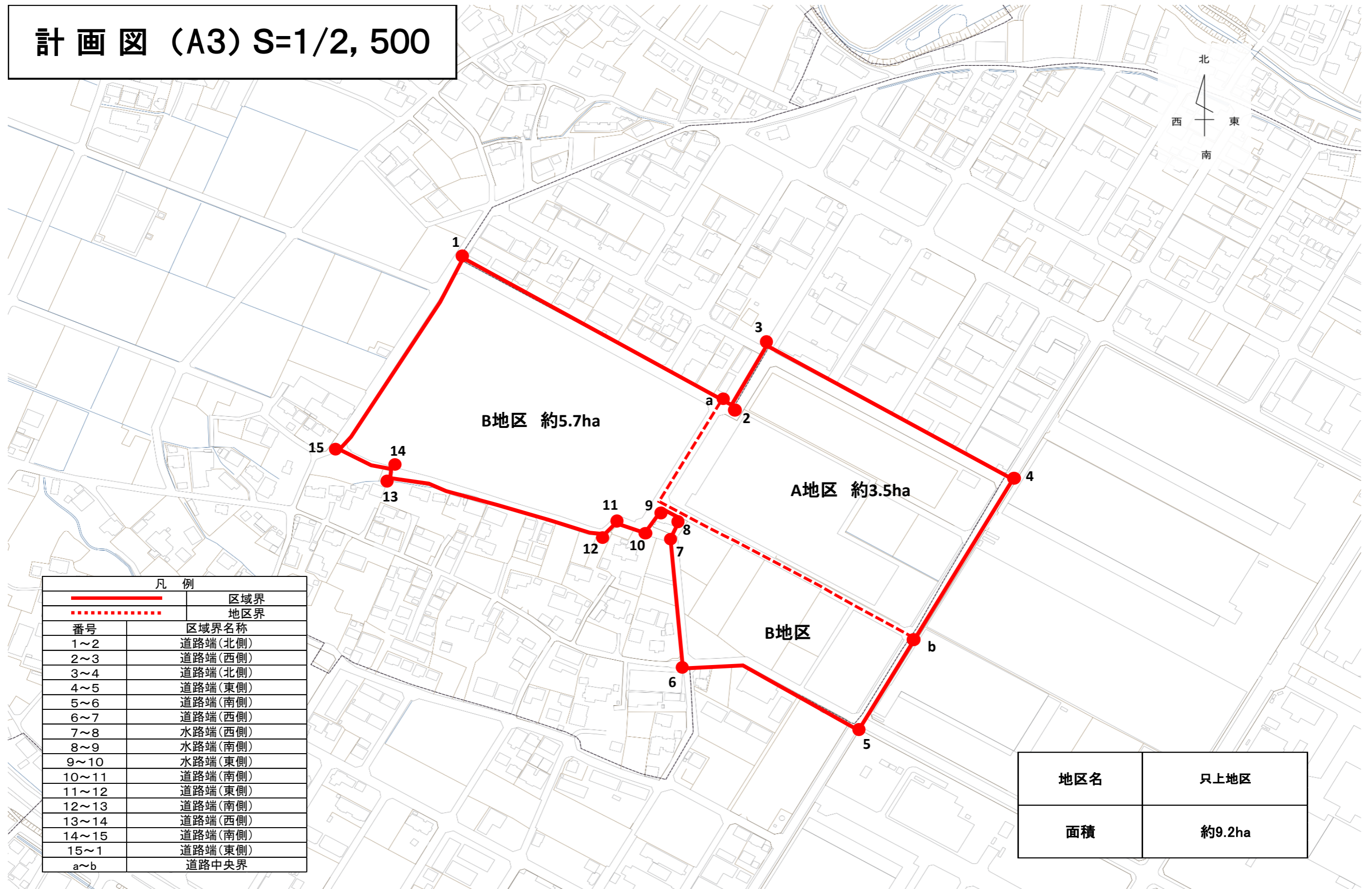
地区名	只上地区
変更前面積	約9.2ha
変更後面積	約9.2ha (変更なし)



凡	例	面積
都市計画区域境界	第一種低層住居専用地域	80 40 188ha
行政区域境界	第一種中高層住居専用地域	100 50 53ha
市街化区域	第二種中高層住居専用地域	594ha
特別業務地区	第一種住居地域	628ha
特定用途制限地域	第二種住居地域	974ha
高度利用地区	準住居地域	105ha
防火地域	準工業地域	54ha
準防火地域	工業地域	30ha
市街地再開発事業	近隣商業地域	122ha
土地整理事業(施行予定)	商業地域	67ha
土地整理事業(施行中)	準工業地域	400 111ha
工業団地造成事業	工業地域	8ha
風致地区	工業専用地域	665ha
都市計画公園・緑地	工業専用地域	200 50 148ha
都市計画道路	工業専用地域	50 133ha
立体交差	市街化調整区域	200 70 747ha
都市計画高速道路	非都市区域	400 70 10,850ha
地区計画	非都市区域	400 70 2,597ha

【注】本図は、都市計画図の縮小を示すもので、その詳細については、大田市の縮小図を参照してください。

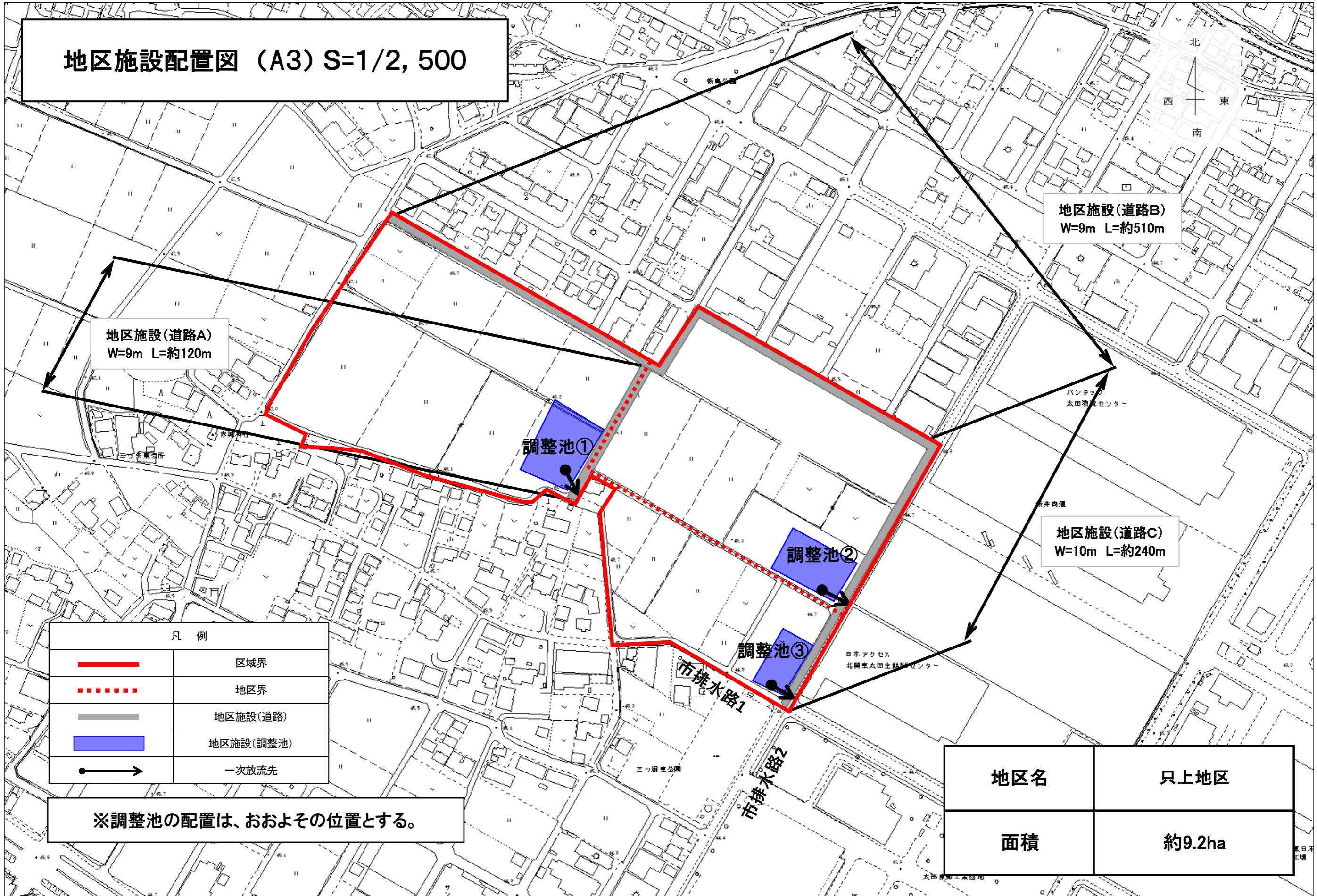
計画図 (A3) S=1/2, 500



凡例	
	区域界
	地区界
番号	区域界名称
1~2	道路端(北側)
2~3	道路端(西側)
3~4	道路端(北側)
4~5	道路端(東側)
5~6	道路端(南側)
6~7	道路端(西側)
7~8	水路端(西側)
8~9	水路端(南側)
9~10	水路端(東側)
10~11	道路端(南側)
11~12	道路端(東側)
12~13	道路端(南側)
13~14	道路端(西側)
14~15	道路端(南側)
15~1	道路端(東側)
a~b	道路中央界

地区名	只上地区
面積	約9.2ha

地区施設配置図 (A3) S=1/2, 500



地区施設(道路A)
W=9m L=約120m

地区施設(道路B)
W=9m L=約510m

地区施設(道路C)
W=10m L=約240m

調整池①

調整池②

調整池③

市排水路1

市排水路2

凡例	
	区域界
	地区界
	地区施設(道路)
	地区施設(調整池)
	一次放流先

※調整池の配置は、おおよその位置とする。

地区名	只上地区
面積	約9.2ha